

下関市立大学教職課程履修規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 6 0 号

改正 平成20年2月29日規程第8号
平成21年2月26日規程第6号
平成21年7月21日規程第29号
平成22年7月22日規程第12号
平成22年9月15日規程第14号
平成22年12月21日規程第36号
平成26年3月7日規程第1号
平成26年5月21日規程第12号
平成27年2月20日規程第5号
平成28年1月25日規程第4号
平成30年3月5日規程第1号
平成31年3月5日規程第3号
令和2年5月29日規程第37号
令和3年2月24日規程第6号
令和3年9月29日規程第52号
令和4年3月23日規程第10号
令和5年2月27日規程第4号
令和5年3月22日規程第13号
令和6年2月28日規程第13号
令和7年2月26日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号）第41条の規定に基づき、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するために必要な事項を定めるものとする。

(免許状の種類)

第2条 下関市立大学（以下「本学」という。）において、取得できる免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	学科	免許状の種類及び教科
経済学部	経済学科	中学校教諭 一種免許状 社会 高等学校教諭 一種免許状 地理歴史 高等学校教諭 一種免許状 公民
	公共マネジメント学科	中学校教諭 一種免許状 社会 高等学校教諭 一種免許状 公民
データサイエンス学部	データサイエンス学科	中学校教諭 一種免許状 数学 高等学校教諭 一種免許状 数学 高等学校教諭 一種免許状 情報
看護学部	看護学科	養護教諭 一種免許状

(必要単位数)

第3条 免許状を取得しようとする者は、免許状の種類に応じて、次の表に定める基礎資格をそなえ、かつ、本学において修得すべき最低単位数を満たさなければならない。

中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状

免許状の種類	基礎資格	本学において修得すべき最低単位数		
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	28	27	4
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	24	23	12

養護教諭一種免許状

免許状の種類	基礎資格	本学において修得すべき最低単位数		
		養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
養護教諭一種免許状	学士の学位を有すること	30	27	7

(履修科目)

第4条 免許状を取得するためには、免許状の種類に応じて、別表に掲げる科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(教育実習)

第5条 教育実習Ⅰを履修する者は、履修する同一年度に教育実習事前・事後指導を履修しなければならない。また、教育実習Ⅰを履修する前年度までに、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 下関市立大学経済学部履修規程（平成19年規程第57号）別表第1から別表第3までに掲げる選択科目100単位以上又は下関市立大学データサイエンス学部履修規程（令和6年規程第14号）別表第1から別表第3までに掲げる必修科目及び選択科目のうち100単位以上を修得していること。
- (2) 別表第1Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目のうち、本学において修得すべき最低単位数を修得していること。この場合において、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）の必修科目はすべて修得していなければならない。
- (3) 別表第1Ⅱ教育の基礎的理解に関する科目等のうち、教育原理・教育課程論、教職論、教育心理学、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法、教育方法論（ICT活用含む）及び生徒指導（進路指導含む）の単位を修得していること。
- (4) 別表第1Ⅳ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のうち、本学において修得すべき最低単位数を修得していること。

2 教育実習Ⅱを履修する者は、教育実習Ⅰと同一学期に履修しなければならない

い。また、教育実習Ⅱを履修する前年度までに別表第1Ⅱ教育の基礎的理解に関する科目等のうち道德教育の単位を修得していなければならない。

(養護実習)

第5条の2 養護実習を履修する者は、履修する同一年度に養護実習事前・事後指導を履修しなければならない。また、養護実習を履修する前年度までに、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 別表第2Ⅰ養護に関する科目のうち、17単位以上を修得していること。
- (2) 別表第2Ⅱ教育の基礎的理解に関する科目等のうち、教育原理・教育課程論、教職論、教育心理学、道德教育、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法、教育方法論（ICT活用含む）及び生徒指導の単位を修得していること。
- (3) 別表第2Ⅳ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のうち、本学において修得すべき最低単位数を修得していること。

(大学院生の学部科目履修)

第6条 学長は、大学院の学生が学部が開講する教職課程の授業科目を履修することを望む場合は、毎年10科目以内でこれを許可することができる。

(他規定の適用)

第7条 免許状を取得するために必要な科目の履修等については、この規程に定めるもののほかは、下関市立大学経済学部履修規程、下関市立大学データサイエンス学部履修規程及び下関市立大学看護学部履修規程の規定を適用する。

(その他)

第8条 教職課程の履修について、この規程に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。
- 2 令和3年度までに入学した者及び令和4年3月31日現在大学に在学し、引き続き在学する者で令和4年度以降に入学又は編入学するものに係る履修科目は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1に掲げるとおりとする。
- 3 令和4年度に入学した者及び令和6年度に編入学する者に係る履修科目は、別表の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げるとおりとする。
- 4 令和5年度に入学した者及び令和7年度に編入学する者に係る履修科目は、別表の規定にかかわらず、附則別表第3に掲げるとおりとする。

附則別表第 1

I 教科及び教科の指導法に関する科目

経済学部

(1) 経済学科

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会（中学校教諭一種免許状）	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	◎ 2 西洋史概論 2 経営史 ◎ 2 東洋史概論 2 社会思想史 ◎ 2 日本史概論 2 商業史 2 アジア近代史 2 西洋経済史 2 アジア経済史 2 日本経済史	28
		地理学 (地誌を含む。)	◎ 2 自然地理学 2 地域政策Ⅱ ◎ 2 人文地理学概論 2 地域福祉論 2 経済地理学Ⅰ 2 地域論 2 経済地理学Ⅱ ◎ 2 地誌学Ⅰ 2 地域産業論 2 地誌学Ⅱ 2 地域政策Ⅰ 2 都市環境論	
		「法律学、政治学」	2 憲法Ⅰ 2 国際法 2 憲法Ⅱ ◎ 2 法学総論 2 国際関係論Ⅰ 2 民法総論 2 国際関係論Ⅱ	
		「社会学、経済学」	2 金融論Ⅰ 2 財政学Ⅰ 2 金融論Ⅱ 2 財政学Ⅱ 2 経済学史Ⅰ 2 社会学 2 経済学史Ⅱ 2 社会政策Ⅰ 2 経済原論Ⅰ 2 社会政策Ⅱ 2 経済原論Ⅱ 2 社会調査論 2 経済政策Ⅰ 2 都市社会学 2 経済政策Ⅱ ◎ 2 マクロ経済学Ⅰ 2 経済統計Ⅰ 2 マクロ経済学Ⅱ 2 経済統計Ⅱ ◎ 2 ミクロ経済学Ⅰ 2 国際政治経済学Ⅰ 2 ミクロ経済学Ⅱ 2 国際政治経済学Ⅱ	
		「哲学、倫理学、宗教学」	◎ 2 哲学概論	
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅱ ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。
科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
地理歴史（高等学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的事項	日本史	◎ 2 日本史概論 2 商業史 2 経営史 2 日本経済史	24
		外国史	◎ 2 西洋史概論 2 アジア経済史 ◎ 2 東洋史概論 2 社会思想史 2 アジア近代史 2 西洋経済史	
		人文地理学及び自然地理学	◎ 2 自然地理学 2 地域政策 I ◎ 2 人文地理学概論 2 地域政策 II 2 経済地理学 I 2 地域福祉論 2 経済地理学 II 2 地域論 2 地域産業論 2 都市環境論	
		地誌	◎ 2 地誌学 I 2 地誌学 II	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 I ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

(2) 国際商学科

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
商業（高等学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的事項	商業の関係科目	2 会計学原理Ⅰ 2 証券論 2 会計学原理Ⅱ 2 情報システム論 2 管理科学Ⅰ 2 プログラミング 2 管理科学Ⅱ 2 貿易実務 2 経営管理論Ⅰ 2 簿記原理Ⅰ 2 経営管理論Ⅱ 2 簿記原理Ⅱ 2 原価計算論Ⅰ 2 保険論 2 原価計算論Ⅱ 2 マーケティング論Ⅰ 2 国際会計 2 マーケティング論Ⅱ 2 国際貿易論 2 流通政策 ◎ 2 商学総論 2 流通論 2 商業英語	24
		職業指導	◎ 2 職業指導	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	◎ 2 商業科教育法Ⅰ ◎ 2 商業科教育法Ⅱ		

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

(3) 公共マネジメント学科

免許教科	科目区分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
社会（中学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的 事項	日本史・外国史	◎ 2 西洋史概論 ◎ 2 日本史概論 ◎ 2 東洋史概論	28
		地理学（地誌を含む。）	◎ 2 人文地理学概論 2 地域論 2 経済地理学Ⅰ ◎ 2 地誌学Ⅰ 2 経済地理学Ⅱ 2 地誌学Ⅱ	
		「法律学、政治学」	2 行政学 2 国際法 2 現代政治学 ◎ 2 法学総論 2 憲法Ⅰ 2 民法総論 2 憲法Ⅱ	
		「社会学、経済学」	2 環境マネジメント 2 都市計画論 2 公共経済学 2 都市社会学 2 公共マネジメント論 2 農村社会学 ◎ 2 社会学 2 非営利組織マネジメント論 2 社会保障論 2 非営利組織論 2 地域問題論	
		「哲学、倫理学、 宗教学」	◎ 2 哲学概論 2 企業倫理	
		各教科の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む。）	◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅱ ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
公民（高等学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	2 行政学 ◎ 2 国際法 2 現代政治学 ◎ 2 法学総論 2 憲法Ⅰ 2 民法総論 2 憲法Ⅱ	24
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	2 環境マネジメント 2 都市計画論 2 公共経済学 2 都市社会学 2 公共マネジメント論 2 農村社会学 ◎ 2 社会学 2 非営利組織マネジメント論 2 社会保障論 2 非営利組織論 2 地域問題論	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	◎ 2 哲学概論 2 企業倫理	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅱ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

II 教育の基礎的理解に関する科目等

経済学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会 (中学校教諭 一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	27
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 道徳教育 ◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論 ◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I ◎ 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習 (中高)	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
地理歴史・公民・商業（高等学校教諭一種免許状）	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	2 3
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論 ◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習（中高）	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。
 科目の前の数字は単位数とする。

Ⅲ 大学が独自に設定する科目

経済学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会一種(中学校教諭免許状)	大学が独自に設定する科目	◎ 2 介護等体験実習 1 教職ボランティア実習 A 1 教職ボランティア実習 B 1 教職ボランティア実習 C 1 教職ボランティア実習 D	4 ※

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
(高等学校教諭一種免許状) 地理歴史・公民・商業	大学が独自に設定する科目	2 介護等体験実習 2 道徳教育 1 教職ボランティア実習 A 1 教職ボランティア実習 B 1 教職ボランティア実習 C 1 教職ボランティア実習 D	1 2 ※

備考 科目の前の数字は単位数とする。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

IV 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
日本国憲法	◎ 2 憲法 I	2
体育	◎ 1 スポーツ実践 A ◎ 2 健康科学	3
外国語コミュニケーション	1 英語実習 a ~ f 1 中国語実習 a ~ f 1 韓国語実習 a ~ f	2
情報機器の操作	○ 2 コンピュータ活用 I ○ 2 コンピュータ活用 II	2

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

○のついた科目の中から1科目を修得しなければならない。

外国語コミュニケーションの科目については、1つの外国語の中から2単位修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

附則別表第 2

I 教科及び教科の指導法に関する科目

経済学部

(1) 経済学科

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会（中学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	◎ 2 西洋史概論 2 経営史 ◎ 2 東洋史概論 2 社会思想史 ◎ 2 日本史概論 2 商業史 2 アジア近代史 2 西洋経済史 2 アジア経済史 2 日本経済史	28
		地理学 (地誌を含む。)	◎ 2 自然地理学 2 地域政策Ⅱ ◎ 2 人文地理学概論 2 地域福祉論 2 経済地理学Ⅰ 2 地域論 2 経済地理学Ⅱ ◎ 2 地誌学Ⅰ 2 地域産業論 2 地誌学Ⅱ 2 地域政策Ⅰ 2 都市環境論	
		「法律学、政治学」	2 憲法Ⅰ 2 国際法 2 憲法Ⅱ ◎ 2 法学総論 2 国際関係論Ⅰ 2 民法総論 2 国際関係論Ⅱ	
		「社会学、経済学」	2 金融論Ⅰ 2 財政学Ⅰ 2 金融論Ⅱ 2 財政学Ⅱ 2 経済学史Ⅰ 2 社会学 2 経済学史Ⅱ 2 社会政策Ⅰ 2 経済原論Ⅰ 2 社会政策Ⅱ 2 経済原論Ⅱ 2 社会調査論 2 経済政策Ⅰ 2 都市社会学 2 経済政策Ⅱ ◎ 2 マクロ経済学Ⅰ 2 経済統計Ⅰ 2 マクロ経済学Ⅱ 2 経済統計Ⅱ ◎ 2 ミクロ経済学Ⅰ 2 国際政治経済学Ⅰ 2 ミクロ経済学Ⅱ 2 国際政治経済学Ⅱ	
		「哲学、倫理学、宗教学」	◎ 2 哲学概論	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅱ ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。
科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
地理歴史（高等学校教諭一種免許状）	教科に関する専門的事項	日本史	◎ 2 日本史概論 2 商業史 2 経営史 2 日本経済史	24
		外国史	◎ 2 西洋史概論 2 アジア経済史 ◎ 2 東洋史概論 2 社会思想史 2 アジア近代史 2 西洋経済史	
		人文地理学及び自然地理学	◎ 2 自然地理学 2 地域政策 I ◎ 2 人文地理学概論 2 地域政策 II 2 経済地理学 I 2 地域福祉論 2 経済地理学 II 2 地域論 2 地域産業論 2 都市環境論	
		地誌	◎ 2 地誌学 I 2 地誌学 II	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 I ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき 最低単位数
公民（高等学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	2 憲法Ⅰ ◎ 2 国際法 2 憲法Ⅱ ◎ 2 法学総論 2 国際関係論Ⅰ 2 民法総論 2 国際関係論Ⅱ	24
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	2 金融論Ⅰ 2 財政学Ⅰ 2 金融論Ⅱ 2 財政学Ⅱ 2 経済学史Ⅰ 2 社会学 2 経済学史Ⅱ 2 社会政策Ⅰ 2 経済原論Ⅰ 2 社会政策Ⅱ 2 経済原論Ⅱ 2 社会調査論 2 経済政策Ⅰ 2 都市社会学 2 経済政策Ⅱ ◎ 2 マクロ経済学Ⅰ 2 経済統計Ⅰ 2 マクロ経済学Ⅱ 2 経済統計Ⅱ ◎ 2 ミクロ経済学Ⅰ ◎ 2 国際政治経済学Ⅰ 2 ミクロ経済学Ⅱ 2 国際政治経済学Ⅱ	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	◎ 2 哲学概論	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅱ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

(2) 公共マネジメント学科

免許教科	科目区分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
社会（中学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的 事項	日本史・外国史	◎ 2 西洋史概論 ◎ 2 日本史概論 ◎ 2 東洋史概論	28
		地理学 (地誌を含む。)	◎ 2 人文地理学概論 2 地域論 2 経済地理学 I ◎ 2 地誌学 I 2 経済地理学 II 2 地誌学 II	
		「法律学、政治学」	2 行政学 2 国際法 2 現代政治学 ◎ 2 法学総論 2 憲法 I 2 民法総論 2 憲法 II	
		「社会学、経済学」	2 環境マネジメント 2 都市計画論 2 公共経済学 2 都市社会学 2 公共マネジメント論 2 農村社会学 ◎ 2 社会学 2 非営利組織マネジメント論 2 社会保障論 2 非営利組織論 2 地域問題論	
		「哲学、倫理学、 宗教学」	◎ 2 哲学概論 2 企業倫理	
		各教科の指導法(情報通信 技術の活用を含む。)	◎ 2 社会科・公民科教育法 I ◎ 2 社会科・公民科教育法 II ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 I ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
公民（高等学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	2 行政学 ◎ 2 国際法 2 現代政治学 ◎ 2 法学総論 2 憲法Ⅰ 2 民法総論 2 憲法Ⅱ	24
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	2 環境マネジメント 2 都市計画論 2 公共経済学 2 都市社会学 2 公共マネジメント論 2 農村社会学 ◎ 2 社会学 2 非営利組織マネジメント論 2 社会保障論 2 非営利組織論 2 地域問題論	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	◎ 2 哲学概論 2 企業倫理	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅱ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

II 教育の基礎的理解に関する科目等

経済学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会 (中学校教諭 一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	27
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 道徳教育 ◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論（ICT活用含む） ◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I ◎ 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習（中高）	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
地理歴史・公民 (高等学校教諭 一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	23
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論（ICT活用含む） ◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習（中高）	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。
 科目の前の数字は単位数とする。

Ⅲ 大学が独自に設定する科目

経済学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会 一種(中学校教諭 免許状)	大学が独自に設定する科目	◎ 2 介護等体験実習 1 教職ボランティア実習 A 1 教職ボランティア実習 B 1 教職ボランティア実習 C 1 教職ボランティア実習 D	4 ※

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

※「Ⅰ 教科及び教科の指導法に関する科目」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
(高等学校教諭 地理歴史・公民 一種免許状)	大学が独自に設定する科目	2 介護等体験実習 2 道徳教育 1 教職ボランティア実習 A 1 教職ボランティア実習 B 1 教職ボランティア実習 C 1 教職ボランティア実習 D	1 2 ※

備考 科目の前の数字は単位数とする。

※「Ⅰ 教科及び教科の指導法に関する科目」又は「Ⅱ 教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

IV 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
日本国憲法	◎ 2 憲法 I	2
体育	◎ 1 スポーツ実践 A ◎ 2 健康科学	3
外国語コミュニケーション	1 英語実習 a ~ f 1 中国語実習 a ~ f 1 韓国語実習 a ~ f	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	○ 2 コンピュータ活用 I ○ 2 コンピュータ活用 II	2

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

○のついた科目の中から1科目を修得しなければならない。

外国語コミュニケーションの科目については、1つの外国語の中から2単位修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
地理歴史（高等学校教諭一種免許状）	教科に関する専門的事項	日本史	◎ 2 日本史概論 2 商業史 2 経営史 2 日本経済史	24
		外国史	◎ 2 西洋史概論 2 アジア経済史 ◎ 2 東洋史概論 2 西洋経済史	
		人文地理学及び自然地理学	◎ 2 自然地理学概論 2 地域政策 I ◎ 2 人文地理学概論 2 地域政策 II 2 経済地理学 I 2 地域論 2 経済地理学 II 2 都市環境論 2 地域産業論 2 まちづくり論	
		地誌	◎ 2 地誌学	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 I ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
公民（高等学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	2 憲法 2 日本国憲法 2 行政学 ◎ 2 法学総論 2 国際関係論 2 民法 I 2 国際政治学	24
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	2 金融論 I 2 財政学 II 2 金融論 II 2 社会学 2 経済学史 2 社会政策 2 経済原論 I 2 社会調査論 2 経済原論 II 2 都市社会学 2 経済政策 I ◎ 2 マクロ経済学 I 2 経済政策 II 2 マクロ経済学 II 2 経済統計 ◎ 2 ミクロ経済学 I ◎ 2 国際経済学 2 ミクロ経済学 II 2 財政学 I	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	◎ 2 哲学概論	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 2 社会科・公民科教育法 I ◎ 2 社会科・公民科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

(2) 公共マネジメント学科

免許教科	科目区分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
社会 (中学校教諭 一種免許状)	教科に関する専門的 事項	日本史・外国史	◎ 2 西洋史概論 ◎ 2 日本史概論 ◎ 2 東洋史概論	28
		地理学 (地誌を含む。)	◎ 2 人文地理学概論 2 地域論 2 経済地理学Ⅰ ◎ 2 地誌学 2 経済地理学Ⅱ	
		「法律学、政治学」	2 行政学 2 日本国憲法 2 現代政治学 ◎ 2 法学総論 2 憲法 2 民法Ⅰ	
		「社会学、経済学」	2 環境マネジメント 2 都市計画論 2 公共経済学 2 都市社会学 2 公共マネジメント論 2 非営利組織マネジメント論 ◎ 2 社会学 2 非営利組織論 2 社会保障論	
		「哲学、倫理学、 宗教学」	◎ 2 哲学概論 2 企業倫理	
		各教科の指導法（情報通信 技術の活用を含む。）	◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・公民科教育法Ⅱ ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

II 教育の基礎的理解に関する科目等

経済学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会 (中学校教諭 一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	27
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 道徳教育 ◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論（ICT活用含む） ◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I ◎ 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習（中高）	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
地理歴史・公民 (高等学校教諭 一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	2 3
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論（ICT活用含む） ◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習（中高）	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

Ⅲ 大学が独自に設定する科目

経済学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会 一種(中学校 教諭 免許状)	大学が独自に設定する科目	◎ 2 介護等体験実習 1 教職ボランティア実習 A 1 教職ボランティア実習 B 1 教職ボランティア実習 C 1 教職ボランティア実習 D	4 ※

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

※「Ⅰ 教科及び教科の指導法に関する科目」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
(地理 歴史 公民 教諭 一種 免許状)	大学が独自に設定する科目	2 介護等体験実習 2 道徳教育 1 教職ボランティア実習 A 1 教職ボランティア実習 B 1 教職ボランティア実習 C 1 教職ボランティア実習 D	1 2 ※

備考 科目の前の数字は単位数とする。

※「Ⅰ 教科及び教科の指導法に関する科目」又は「Ⅱ 教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

IV 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
日本国憲法	◎2 日本国憲法	2
体育	◎1 スポーツ実践A ◎2 健康と運動	3
外国語コミュニケーション	2 英語 I b 2 英語 I d 2 中国語 I b 2 中国語 I d 2 韓国語 I b 2 韓国語 I d	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2 コンピュータ活用 I 2 コンピュータ活用 II	2

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

附 則（平成20年2月29日規程第8号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。
- 2 平成20年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る教育職員免許状取得のための授業科目及び単位数については、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成21年2月26日規程第6号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
- 2 平成21年3月31日以前から在学している者の教育職員免許状取得のための授業科目及び単位数については、別に定めるところによる。

附 則（平成21年7月21日規程第29号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日以降に入学した者（下関市立大学学則（以下「学則」という。）第15条の規定により修業年限に通算された者、学則第23条の規定により編入学した者及び学則第24条の規定により再入学した者を除く。）以外の者であって、平成25年3月31日までに、この規程による改正前の下関市立大学教職課程履修規程別表Ⅱに規定する総合演習の単位を修得した者は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程別表Ⅱの規定にかかわらず、同表に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。

附 則（平成 22 年 7 月 22 日規程第 12 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る教育職員免許状取得のための授業科目及び単位数については、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 9 月 15 日規程第 14 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る事項は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 12 月 21 日規程第 36 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る事項は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日規程第 1 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 21 日規程第 12 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者が取得できる免許状の種類及び教科並びに当該者が単位を修得しなければならない授業科目は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 2 月 20 日規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに入学した者並びに平成 27 年度及び平成 28 年度に編入学する者に係る教育実習を履修するまでに修得すべき単位及び履修の方法は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 1 月 25 日規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表の規定は、平成 27 年度に入学した者（編入学した者を除く。）、平成 28 年度に入学する者（編入学する者を除く。）及び平成 29 年度以後に入学する者に適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 5 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成27年度及び平成28年度に入学した者（編入学した者を除く。）、平成29年度に入学した者、平成30年度に編入学する者並びに平成31年度に編入学する者に係る改正後の別表の規定は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月5日規程第3号）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに入学した者及び平成31年3月31日現在大学に在学し、引き続き在学する者で平成31年度以降に入学又は編入学するものに係る必要単位数及び教育実習の履修条件は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月29日規程第37号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに入学した者並びに令和3年度及び令和4年度に編入学する者に係る授業科目名は、この規程による改正後の下関市立大学履修規程及び下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月24日規程第6号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日において経済学研究科に在学し、同年4月1日以後引き続き在学する者が取得できる免許状の種類及び教科並びに当該者が単位を修得しなければならない授業科目は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月29日規程第52号）

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定は、平成31年度及び令和2年度に入学した者並びに令和3年度に入学又は編入学した者から適用する。

附 則（令和4年3月23日規程第10号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度までに入学した者並びに令和4年度及び令和5年度に編入学する者が取得できる免許状の種類及び教科、当該者が単位を修得しなければならない授業科目並びに教育実習を履修するまでに修得すべき単位及び履修の方法は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月27日規程第4号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 令和4年度までに入学した者並びに令和5年度及び令和6年度に編入学する者が教育職員免許状取得のために修得しなければならない授業科目及び単位数並びに教育実習を履修するまでに修得すべき単位数は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月22日規程第13号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度までに入学した者並びに令和5年度及び令和6年度に編入学する者が教育職員免許状取得のために修得しなければならない授業科目及び単位数は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月28日規程第13号）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度までに入学した者並びに令和6年度及び令和7年度に編入学する者が教育実習を履修するまでに修得すべき単位数は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月26日規程第6号）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度までに入学した者並びに令和7年度及び令和8年度に編入学する者が教育実習を履修するまでに修得すべき単位数は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (経済学部・データサイエンス学部)

I 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 経済学部

ア 経済学科

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会(中学校教諭一種免許状)	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	◎2 西洋史概論 2 経営史 ◎2 東洋史概論 2 商業史 ◎2 日本史概論 2 西洋経済史 2 アジア経済史 2 日本経済史	28
		地理学 (地誌を含む。)	◎2 自然地理学概論 2 地域政策Ⅱ ◎2 人文地理学概論 2 地域論 2 経済地理学Ⅰ ◎2 地誌学 2 経済地理学Ⅱ 2 都市環境論 2 地域産業論 2 まちづくり論 2 地域政策Ⅰ	
		「法学、政治学」	2 憲法 2 日本国憲法 2 行政学 ◎2 法学総論 2 国際関係論 2 民法Ⅰ 2 国際政治学	
		「社会学、経済学」	2 金融論Ⅰ 2 財政学Ⅱ 2 金融論Ⅱ 2 社会学 2 経済学史 2 社会政策 2 経済原論Ⅰ 2 社会調査論 2 経済原論Ⅱ 2 都市社会学 2 経済政策Ⅰ ◎2 マクロ経済学Ⅰ 2 経済政策Ⅱ 2 マクロ経済学Ⅱ 2 経済統計 ◎2 ミクロ経済学Ⅰ 2 国際経済学 2 ミクロ経済学Ⅱ 2 財政学Ⅰ	
		「哲学、倫理学、宗教学」	◎2 哲学概論	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎2 社会科・公民科教育法Ⅰ ◎2 社会科・公民科教育法Ⅱ ◎2 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ ◎2 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。
科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
地理歴史（高等学校教諭一種免許状）	教科に関する専門的事項	日本史	◎ 2 日本史概論 2 商業史 2 経営史 2 日本経済史	24
		外国史	◎ 2 西洋史概論 2 アジア経済史 ◎ 2 東洋史概論 2 西洋経済史	
		人文地理学及び自然地理学	◎ 2 自然地理学概論 2 地域政策Ⅰ ◎ 2 人文地理学概論 2 地域政策Ⅱ 2 経済地理学Ⅰ 2 地域論 2 経済地理学Ⅱ 2 都市環境論 2 地域産業論 2 まちづくり論	
		地誌	◎ 2 地誌学	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 2 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
公民（高等学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	2 憲法 2 日本国憲法 2 行政学 ◎ 2 法学総論 2 国際関係論 2 民法 I 2 国際政治学	24
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	2 金融論 I 2 財政学 II 2 金融論 II 2 社会学 2 経済学史 2 社会政策 2 経済原論 I 2 社会調査論 2 経済原論 II 2 都市社会学 2 経済政策 I ◎ 2 マクロ経済学 I 2 経済政策 II 2 マクロ経済学 II 2 経済統計 ◎ 2 ミクロ経済学 I ◎ 2 国際経済学 2 ミクロ経済学 II 2 財政学 I	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	◎ 2 哲学概論	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 2 社会科・公民科教育法 I ◎ 2 社会科・公民科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

イ 公共マネジメント学科

免許教科	科目区分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
社会 (中学校教諭 一種免許状)	教科に 関する 専門的 事項	日本史・外国史	◎ 2 西洋史概論 ◎ 2 日本史概論 ◎ 2 東洋史概論	28
		地理学 (地誌を含む。)	◎ 2 人文地理学概論 2 地域論 2 経済地理学 I ◎ 2 地誌学 2 経済地理学 II	
		「法律学、政治学」	2 行政学 2 日本国憲法 2 現代政治学 ◎ 2 法学総論 2 憲法 2 民法 I	
		「社会学、経済学」	2 環境マネジメント 2 都市計画論 2 公共経済学 2 都市社会学 2 公共マネジメント論 2 非営利組織マネジメント論 ◎ 2 社会学 2 非営利組織論 2 社会保障論	
		「哲学、倫理学、 宗教学」	◎ 2 哲学概論 2 企業倫理	
	各教科の指導法（情報通信 技術の活用を含む。)	◎ 2 社会科・公民科教育法 I ◎ 2 社会科・公民科教育法 II ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 I ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 II		

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
公民 (高等学校 教諭 一種免許 状)	教科に 関する 専門的 事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	2 行政学 2 日本国憲法 2 現代政治学 ◎ 2 法学総論 2 憲法 2 民法 I	2 4
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	2 環境マネジメント 2 都市計画論 2 公共経済学 2 都市社会学 2 公共マネジメント論 2 非営利組織マネジメント論 ◎ 2 社会学 2 非営利組織論 2 社会保障論	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	◎ 2 哲学概論 2 企業倫理	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」	◎ 2 社会科・公民科教育法 I ◎ 2 社会科・公民科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

(2) データサイエンス学部

免許教科	科目区分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
数学（中学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的 事項	代数学	2 数学基礎 ◎ 2 線形代数学	28
		幾何学	◎ 2 幾何学	
		解析学	◎ 2 解析学	
		「確率論、統計学」	◎ 2 確率論 2 数理統計学 2 定量的データ解析 2 カテゴリカルデータ解析 2 ベイズ統計学 2 統計的モデリング	
		コンピュータ	◎ 2 コンピュータ科学 ◎ 2 DSプログラミング入門 2 情報学概論 2 時系列解析 2 機械学習 2 テキストマイニング	
		各教科の指導法（情報通信 技術の活用を含む。）	◎ 2 数学科教育法Ⅰ ◎ 2 数学科教育法Ⅱ ◎ 2 数学科教育法Ⅲ ◎ 2 数学科教育法Ⅳ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
数学（高等学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的 事項	代数学	2 数学基礎 ◎ 2 線形代数学	2 4
		幾何学	◎ 2 幾何学	
		解析学	◎ 2 解析学	
		「確率論、統計学」	◎ 2 確率論 2 数理統計学 2 定量的データ解析 2 カテゴリカルデータ解析 2 ベイズ統計学 2 統計的モデリング	
		コンピュータ	◎ 2 コンピュータ科学 ◎ 2 DSプログラミング入門 2 情報学概論 2 時系列解析 2 機械学習 2 テキストマイニング	
		各教科の指導法（情報通信 技術の活用を含む。）	◎ 2 数学科教育法Ⅰ ◎ 2 数学科教育法Ⅱ 2 数学科教育法Ⅲ 2 数学科教育法Ⅳ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
情報（高等学校教諭 一種免許状）	教科に関する専門的事項	情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理	◎ 2 情報社会及び情報倫理 ◎ 2 情報と職業	24
		コンピュータ・情報処理	◎ 2 コンピュータ科学 2 DSプログラミング入門 ◎ 2 情報学概論 2 アルゴリズム論 ◎ 2 データサイエンス演習 2 データハンドリング 2 人工知能概論 2 定量的データ解析演習 2 データマイニング 2 カテゴリカルデータ解析演習 2 パターン認識 2 テキストマイニング 2 統計的社会調査法演習	
		情報システム	2 データベース ◎ 2 情報システム論 ◎ 2 経営情報システム論	
		情報通信ネットワーク	◎ 2 ネットワーク技術論	
		マルチメディア表現・マルチメディア技術	◎ 2 デジタル信号処理技術	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 2 情報科教育法Ⅰ ◎ 2 情報科教育法Ⅱ	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

II 教育の基礎的理解に関する科目等

(1) 経済学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会 (中学校教諭 一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理・教育課程論 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 2 教育社会学 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	27
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 道徳教育 ◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論（ICT活用含む） ◎ 2 生徒指導（進路指導含む） ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習Ⅰ ◎ 2 教育実習Ⅱ ◎ 2 教職実践演習（中高）	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
地理歴史・公民 (高等学校教諭一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理・教育課程論 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 2 教育社会学 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	23
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論（ICT活用含む） ◎ 2 生徒指導（進路指導含む） ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習（中高）	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

(2) データサイエンス学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
数学 (中学校教諭一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理・教育課程論 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 2 教育社会学 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	27
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 道徳教育 ◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論（ICT活用含む） ◎ 2 生徒指導（進路指導含む） ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I ◎ 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習（中高）	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
数学・情報 (高等学校教諭 一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理・教育課程論 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 2 教育社会学 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	2 3
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論（ICT活用含む） ◎ 2 生徒指導（進路指導含む） ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習（中高）	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

Ⅲ 大学が独自に設定する科目

(1) 経済学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会種(中学校教諭)	大学が独自に設定する科目	◎ 2 介護等体験実習 1 教職ボランティア実習 A 1 教職ボランティア実習 B 1 教職ボランティア実習 C 1 教職ボランティア実習 D	4 ※

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

※「Ⅰ 教科及び教科の指導法に関する科目」又は「Ⅱ 教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
(地理歴史学校・公民)	大学が独自に設定する科目	2 介護等体験実習 2 道徳教育 1 教職ボランティア実習 A 1 教職ボランティア実習 B 1 教職ボランティア実習 C 1 教職ボランティア実習 D	1 2 ※

備考 科目の前の数字は単位数とする。

※「Ⅰ 教科及び教科の指導法に関する科目」又は「Ⅱ 教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

(2) データサイエンス学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
数 一 種 （ 中 学 校 教 諭 免 許 状 ）	大学が独自に設定する科目	◎ 2 介護等体験実習	4 ※

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

※「Ⅰ 教科及び教科の指導法に関する科目」又は「Ⅱ 教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
数 学 ・ 一 種 免 許 状 （ 高 等 学 校 教 諭 ）	大学が独自に設定する科目	2 介護等体験実習 2 道徳教育	1 2 ※

備考 科目の前の数字は単位数とする。

※「Ⅰ 教科及び教科の指導法に関する科目」又は「Ⅱ 教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

IV 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

(1) 経済学部

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
日本国憲法	◎ 2 日本国憲法	2
体育	◎ 1 スポーツ実践A ◎ 2 健康と運動	3
外国語コミュニケーション	2 英語 I b 2 英語 I d 2 中国語 I b 2 中国語 I d 2 韓国語 I b 2 韓国語 I d	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2 コンピュータ活用 I 2 コンピュータ活用 II	2

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

(2) データサイエンス学部

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
日本国憲法	◎ 2 日本国憲法	2
体育	◎ 1 スポーツ実践 A ◎ 2 健康と運動	3
外国語コミュニケーション	2 英語 I b 2 英語 I d	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2 コンピュータ活用 I 2 コンピュータ活用 II	2

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

別表第2（看護学部）

I 養護に関する科目

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
養護教諭一種免許状	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	◎ 2 公衆衛生学 ◎ 2 疫学・保健統計	30
	学校保健	◎ 2 学校保健	
	養護概説	◎ 2 養護概説	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	◎ 2 健康相談活動	
	栄養学（食品学を含む。）	◎ 2 栄養と代謝	
	解剖学・生理学	◎ 2 人体の構造と機能 I ◎ 2 人体の構造と機能 II	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	◎ 2 臨床病態学 I（病理学、微生物学）	
	精神保健	◎ 1 精神ヘルスケア概論 ◎ 1 精神ヘルスケア方法論 I	
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	◎ 2 看護学概論 1 家族看護学 ◎ 2 ライフステージとヘルスケア概論 II ◎ 1 小児ヘルスケア方法論 I ◎ 2 小児ヘルスケア方法論 II ◎ 2 小児ヘルスケア実習 1 災害看護 ◎ 1 救急看護		

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

II 教育の基礎的理解に関する科目等

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
養護教諭 一種免許状	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理・教育課程論 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 2 教育社会学 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	27
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 道徳教育 ◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論（ICT活用含む） ◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 養護実習事前・事後指導 ◎ 4 養護実習 ◎ 2 教職実践演習（養護）	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

Ⅲ 大学が独自に設定する科目

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
一種免許状 養護教諭	大学が独自に設定する科目		7※

※「Ⅰ 養護に関する科目」又は「Ⅱ 教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

Ⅳ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
日本国憲法	◎ 2 日本国憲法	2
体育	◎ 1 スポーツ実践 A ◎ 2 健康と運動	3
外国語コミュニケーション	2 英語 I b 2 英語 I d	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2 コンピュータ活用 I 2 コンピュータ活用 II	2

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。